**飛騨市スポーツ協会ジュニア育成事業運用規程**

|  |
| --- |
| 　（目　　的） |
| 第１条 | この基準は、ジュニア育成事業（以下「事業」という。）を通じて、ジュニア選手（小・中・高校生の選手をいう。）に適切な指導と相互交流の機会を提供し、競技力の向上を図ることを目的とする。　　 |
| 　（事業主体） |
| 第２条 | 　この事業主体となるものは、飛騨市スポーツ協会（以下「本会」という。）加盟団体とする。　　 |
| 　（交付対象事業） |
| 第３条 | 　事業は前条の団体が主催し、ジュニア選手を対象とした技術指導会及び競技会（以下「技術指導会等」という。）を対象とする。ただし、当該年度において1団体1事業とする。　　 |
| 　（交付対象経費及び交付金額） |
| 第４条 | 　この事業は交付金とし、前条の交付（以下「交付」という。）の対象となる経費は、「飛騨市スポーツ協会規約第４０条第２項（事業経費）詳細」規程のとおりとする。ただし、飛騨市以外の団体等と合同で技術指導会等を実施する場合は、参加者人数の按分により当該技術指導会等に係る経費を算出する。ただし、食料費は対象外とする。 |
| 　（実施期間） |
| 第５条 | 事業の実施期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。　　 |
| 　（交付の申請） |
| 第６条　 | 　交付を受けようとするものは、ジュニア育成事業交付申請書（様式第１号）にて技術指導会等の開催１カ月前までに申請するものとする。　　 |
| 　（交付の決定） |
| 第７条　 | 　交付の申請のあった技術指導会等については、本会常任理事会において審査及び決定し、ジュニア育成事業交付決定通知書（様式第２号）により申請者へ通知する。　　 |
| 　（実績報告） |
| 第８条 | 　交付を受けたものは、技術指導会等の終了後1か月以内にジュニア育成事業実績報告書（様式第３号並びに別添１）を本会に提出する。 |

（その他）

第９条　 本実施基準の施行に関しての必要事項は会長が別に定める。

附　則

この実施基準は、令和５年５月１９日から施行する。